

仕様書

1. 事業名

欧米豪インバウンド旅行者動向調査事業

2. 履行期間

契約締結の日から令和8年12月18日（金）まで

3. 事業の概要

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という。）は、瀬戸内海を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県及び愛媛県）が連携して「せとうちブランド」を確立し、インバウンド観光客の誘客並びにエリア内周遊を促進することを目指している。

当機構は欧米豪市場のうちイギリス、フランス、ドイツ、アメリカ及びオーストラリアの5か国を重点市場としている。インバウンド旅行者の動向に関して、これまでもGPSデータを用いた定量分析や個票データ分析等を行ってきたが、それに加えて、なぜ（来訪理由）やどこ（訪問先・最終目的地）といった要素をアンケート調査により把握することで、より詳細な欧米豪インバウンド旅行者の動向を把握し、今後の誘客及びプロモーション戦略に活用する。

なお、本業務におけるアンケート調査の対象地域は、兵庫県、岡山県、広島県及び山口県の4県とする。以下、アンケート調査の対象地域及び各調査項目において「せとうち」と記載する場合は、原則としてこの4県を指すものとする。

また、一般社団法人四国ツーリズム創造機構（以下「四ツ創」という。）が徳島県、香川県及び愛媛県を含む四国エリアで実施している欧米豪旅行者を対象とした同種の対面アンケート調査との連続性を確保する。このため、本業務においては、別紙「四国を訪れた外国のお客様を対象としたアンケート調査」（以下「四国調査票」という。）を基礎資料として活用し、可能な限り調査項目、設問内容、選択肢、回答方法及び集計区分等の整合を図るものとする。

4. 業務内容

事業目的を達成するため、次の条件で調査を実施する。

（1）対象市場における調査

欧米豪市場のうちイギリス、フランス、ドイツ、アメリカ、オーストラリアを居住国とする訪日外国人旅行者を中心に、対面インタビュー形式（英語）でアンケート調査を実施する。ただし、日本に居住する外国人は対象外とする。

アンケート調査は対面インタビュー形式とし、10人以上の団体旅行者については、原則として代表者1名を1サンプルとして調査する。また、大型クルーズ船による来訪者は対象者から除くものとする。

調査票及び調査における基本的な意思疎通は英語で行うものとする。ただし、対象者との意思疎通及び回答の正確性を確保するため、受託者が必要に応じて補助的な言語対応を行うことは妨げない。また、回答率向上のためノベルティを配布する場合は、品目、単価、数量及び総額を提案書に記載すること。なお、ノベルティに係る費用は本業務の委託費に含めるものとする。

（２）調査内容

ア 基本的な考え方

本業務では、四ツ創が実施する欧米豪旅行者を対象とした対面アンケート調査との継続性及び比較可能性を確保することを重視する。このため、受託者は四国調査票を確認した上で、本調査のアンケート票を作成し、既存調査と共通する設問については、原則として設問内容、選択肢、回答形式及び集計区分等を踏襲すること。

ただし、せとうちにおける来訪動機、訪問・周遊実態、訪問先、観光コンテンツ等を把握するために必要な追加・修正について提案すること。なお、最終的な調査内容及びアンケート票は、機構と協議の上、決定するものとする。

イ 調査項目

アンケートの調査項目は、可能な限り四国調査と共通化又は整合を図り、主に以下の事項を把握するものとする。

- ・回答者の基本属性
- ・訪日及びせとうちにおける旅行経験
- ・旅行の予約方法
- ・せとうちを訪問するきっかけ・動機
- ・自然・景勝地に対する認知・魅力
- ・せとうちの認知状況
- ・訪日旅行における周遊状況
- ・旅行形態及び旅行目的
- ・せとうちへのアクセス方法及び交通手段の選択理由
- ・交通バス等の認知・利用状況
- ・せとうちにおける訪問先
- ・四国の訪問状況及び訪問しない場合の理由
- ・訪日旅行全体及びせとうちの滞在日数
- ・訪日旅行全体及びせとうちにおける旅行消費額
- ・せとうちにおける平均宿泊費
- ・せとうちに対する魅力度

- ・せとうちにおいて体験した又は体験予定の観光コンテンツ
- ・その他、本業務の目的達成に必要な事項

なお、旅行消費額等については、四国調査との比較可能性を確保するため、可能な限り同調査と定義及び回答形式を統一するものとする。

ウ アンケート票の作成

アンケート票の作成にあたり、英語を母語とする者又はこれと同等の語学力及び翻訳能力を有する者によるネイティブチェックを実施し、より自然かつ適切な表現とすること。また、四国調査票との比較可能性を損なわないよう、翻訳後の設問、選択肢及び回答形式等についても確認すること。

(3) 調査対象地域

調査対象地域は、兵庫県、岡山県、広島県及び山口県の4県とする。各県について、駅・空港などの交通結節点を除き、インバウンド観光客の多い観光地を2か所、計8か所選定すること。なお、同一市町村での調査場所設定は不可とする。提案書には、選定した8か所について、外国人年間訪問客数、対象年度、出典及び選定理由を記載すること。また外国人年間訪問客数については、可能な限り外国人旅行者の訪問実態を示す公的又は信頼性の高い統計等を用いるものとし、外国人旅行者の訪問者数が把握できない場合には、全体の観光入込客数等を用いることができる。その場合は、使用した指標及びその理由を明記すること。

各調査場所の選定・確保にあたっては、降雨や日差しを遮る屋根のあるスペースの確保や、椅子の設置など、回答者が落ち着いてアンケートに協力できる環境を整えるよう調整を行うこと。なお、実際の調査場所は、機構と協議の上決定するものとするが、各調査場所でのアンケート実施に係る許可の取得は、受託者が行うものとする。調査場所の使用料、許可申請に伴う費用その他調査場所の確保に必要な経費については、提案書及び見積書に明記すること。

(4) サンプル数

各調査場所において50サンプル以上、合計400サンプル以上を確保すること。対象5市場については、特定の市場に極端な偏りが生じないように、可能な限り市場別のサンプル数の均衡に配慮すること。

有効回答は、原則として、回答対象となる調査票の全設問のうち80%以上に回答している回答者とする。

(5) 調査時期

調査時期は、機構と協議の上決定する。

(6) 調査結果の分析及び報告

受託者は、回収したアンケートデータについて、単純集計に加え、調査目的に即したクロス集計及び考察を行うこと。

その際、各設問を見やすくグラフ化するだけでなく、得られた結果に対するクロス集計及び考察を記載し誘客及び周遊促進施策に活用できる示唆を整理すること。また調査結果は全て Excel に入力し、当該ローデータも納品すること。

(7) 報告業務

ア 例月報告

必要に応じて事業進捗確認等の報告会を、機構からの指示のもと、対面又はオンラインで適宜実施すること。

イ 成果物

(ア) 提出物：事業実施報告書（A4判）1部及び電子データ

(イ) 提出場所：一般社団法人せとうち観光推進機構

(ウ) 提出期限：令和8年12月18日（金）

なお、報告書については、提出期限の2週間前には素案を機構に共有し、内容について意見を求めること。加えて、履行期間の満了までに変更があった数値等は、当該報告書の提出期限後であっても、その都度反映すること。

(エ) 報告書の作成にあたっての留意点

報告書は、他の DMO に横展開することを想定し、調査方法、分析方法及び調査結果が分かりやすく整理されたものとする。なお本調査の結果については株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」という。）の専門的分析を組み込むため、報告書の内容を DBJ に共有することを了知すること。また、報告書の内容については、事前に機構職員の承認を受けること。

5. 執行体制

(1) 当事業に関する業務を円滑かつ迅速に進めるため、シンプルかつ効率的な事業推進体制とすること。

(2) 必要に応じて、機構事務所で打ち合わせを実施すること。

(3) 受託者は、調査設計、調査地点の確保、調査員の管理、データ集計・分析及び報告書作成等、本業務を円滑に遂行するために必要な体制を確保すること。

6. 成果指標

(1) KPI

アンケート調査サンプル数：400 サンプル以上

(2) KGI

事業実施報告書の作成及び納品

7. 概算予算額

5,698,000 円（税込）

8. 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務完了後の精算払いとする。

9. 第三者委託の禁止

(1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により機構と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

(2) 前項の規定にかかわらず、印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により機構に事前に報告するものとする。

10. 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権その他の知的財産権の取扱いに十分注意すること。

(1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、当機構に帰属するものとする。

(2) 本件委託により得られる成果物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は、成果物の制作に関与した者についても、著作権者人格権を行使させないために必要な措置を講じるものとする。

(3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(4) 上記 (1) (2) (3) の規定は、「10. 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

(5) その他、著作権等について疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

11. その他

(1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。

(2) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。

(3) 情報セキュリティ上、問題を発生させるおそれのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。

(4) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名、契約種別、契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

(5) この事業は、観光庁「令和 8 年度『先駆的 DM0』伴走支援事業」に基づく事業であるため、受託者はその内容等を事前に確認し、それに沿って提案・実施すること。